

岐阜県公報

目次

規 則

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(防 災 課) ページ 一

訓 令 甲

大規模地震対策特別措置法第十七条第五項第五号に規定する岐阜県地震災害警戒本部員の指名に関する規程の一部を改正する訓令

(同) ページ 二

規 則

号外 (二) 平成二十一年 四月 一日

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十六号

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則(昭和三十七年岐阜県規則第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四条の四第二項第一号中「産業労働観光部産業政策課」を「商工労働部商工政策課」に改める。

別表第一中「秘書広報統括監」を「秘書広報統括監」に、「産業労働観光部長」を「商工労働部長」に改める。

別表第二秘書広報部の部長、副部长担当職の欄中「秘書広報統括監」を「秘書広報統括監」に改め、同表総合企画部の部地域振興班の項を削り、同部統計班の項の次に次のように加える。

観光・ブランド振興班	総合企画部 観光・ブランド振興課 長	観光施設等の災害対策に関すること。
地域振興班	総合企画部 地域振興課 長	災害対策の応援に関すること。

別表第二環境生活部の部男女参画青少年班の項の次に次のように加える。

少子化対策班	環境生活部 少子化対策課長	災害対策の応援に関する事。
--------	------------------	---------------

別表第二産業労働観光部の部名の欄中「産業労働観光部」を「商工労働部」に改め、同部部長、副部長担当職の欄中「産業労働観光部長」を「商工労働部長」に、「産業労働観光部次長」を「商工労働部次長」に改め、同部産業政策班の項班名の欄中「産業政策班」を「商工政策班」に改め、同項班長担当職の欄中「産業労働観光部」を「商工労働部」に、「産業政策課長」を「商工政策課長」に改め、同項第一号中「産業労働観光部」を「商工労働部」に改め、同項第二号中「観光施設等」を削り、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

4 岐阜県口ポットプラザの災害対策及び連絡調整に関する事。

別表第二産業労働観光部の部モノづくり振興班の項中「産業労働観光部」を「商工労働部」に改め、同項第二号を削り、同項第一号を次のように改める。

災害対策用物資の確保等に関する事。

別表第二産業労働観光部の部商業流通班及び企業誘致班の項中「産業労働観光部」を「商工労働部」に改め、同項情報産業班の項中「産業労働観光部」を「商工労働部」に改め、同項第二号中「情報産業施設」の下に「情報産業課所管分」を加え、同部中小企業班の項中「産業労働観光部」を「商工労働部」に改め、同部観光・ブランド振興班の項を削り、同部労働雇用班の項中「産業労働観光部」を「商工労働部」に改める。

別表第二林政部の部産材流通班の項に次の一号を加える。

6 林業経営の災害対策指導に関する事。

別表第二林政部の部森林整備班の項に次の一号を加える。

4 特用林産物の災害対策に関する事。

別表第二農土整備部の部河川班の項第六号中「阿多岐ダム管理事務所」を削る。

別表第三食料物資チームの項リーダー、副リーダー担当職の欄中「産業労働観光部長」を「商工労働部長」に、「産業労働観光部次長」を「商工労働部次長」に改め、同項構成班の欄中「産業労働観光部各班」を「商工労働部各班」に改める。

別表第五総務班の項第十八号中「関する事」の下に「ガス等の業務を担当する場合に限る。」を加える。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

訓令 甲

岐阜県訓令甲第七号

庁中一般
各現地機関

大規模地震対策特別措置法第十七条第五項第五号に規定する岐阜県地震災害警戒本部員の指名に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

大規模地震対策特別措置法第十七条第五項第五号に規定する岐阜県地震災害警戒本部員の指名に関する規程の一部を改正する訓令

大規模地震対策特別措置法第十七条第五項第五号に規定する岐阜県地震災害警戒本部員の指名に関する規程（昭和五十四年岐阜県訓令甲第二十号）の一部を次のように改正する。

本則第二号中「秘書広報総括監」を「秘書広報統括監」に、「産業労働観光部長」を「商工労働部長」に改める。

附則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。